

審査基準表

(令和8年度リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業)

審査項目		評価の視点	配点	総合
1 技術提案に関する事項				20
(1)	導入設備の内容	施設の状況を踏まえ、最大限設置する提案となっているか	10	
(2)	二酸化炭素排出量の削減効果	排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5	
(3)	災害時、非常時利用の内容	実用性の高い利用が可能となっているか	5	
2 実施体制に関する事項				65
(工事)				
(1)	工事遂行能力	円滑に業務を進められる実施体制となっているか	10	
		期間内に確実に工事が完了する施工スケジュールとなっているか	10	
(維持管理)				
(2)	業務遂行能力	メンテナンス計画は、適切かつ実施可能な提案となっているか	10	
		維持、管理等の実施体制は、適切かつ実施可能な提案となっているか	10	
(3)	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生する故障等のリスクについて、対応できる提案となっているか	10	
(4)	事業実施に係る保証	設備導入から運転期間中まで対応できる提案となっているか	10	
(5)	長期契約における事業継続性についての保証	事業資金計画等に問題はなく、事業継続を保証できる提案となっているか	5	
3 経済性に関する事項				10
(1)	リース料	設備容量や工事費に対してリース料は妥当か	10	
4 実績		過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込まれるか	5	5
合計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を事業予定者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、事業予定者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を事業予定者として決定する。

【評価基準(5段階)】 ※5点満点以外の項目は、下記をベースに各係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案